09.在職老齢年金と

高年齢雇用継続給付金の計算

　在職老齢年金と高年齢雇用継続給付金の併給の計算も極まれに出題されています。

　これが出題された場合、在職老齢年金の金額を求める事になります。混乱しないようにしましょう。

## （例題）６０歳男性

　６０歳以後の賃金月額　464,000円

　６０歳以後の標準報酬月額　460,000円

　６０歳到達時の賃金月額　770,000円

　老齢厚生年金年額　1,434,000円

　支給停止基準額＝(総報酬月額相当額＋基本月額－支給停止調整開始額)×１/２×１２

## 解き方

### ①　高年齢雇用継続基本給付金との調整前の在職老齢年金の年金額はいくらか

　まず年金額だけが年額なので１２で割って月額になおす→119,500円

　出た金額を使って式に当てはめます。

　　(46万円＋119,500円－48万)×１/２×１２＝597,000←年金がこの額止まります

　なので、

　　1,434,000円－597,000円＝837,000円←雇用保険が下りない人はここまでです。

### ②　高年齢雇用継続基本給付金との調整後の在職老齢年金の年金額はいくらか

　次に、この男性に雇用継続給付が下りるか確認します。

　　464,000円÷770,000円＝0.6(60%)←６１％未満なら最大の１５％が出る

　雇用保険が出ると年金が減らされる事になります。

　６１％未満の人は６％止まることになります。
　（この６％は年金の６％ではありません！注意！）

　　　460,000円×６％＝27,600円

　　　27,600×12ヶ月＝331,200円←さらに止まる分となります

　なので、最後にこの分を引きます。

　　　837,000円－331,200円＝505,800円

　在職老齢年金は505,800円となります。